

令和4年度の検診の申込みが始まります!

町で実施するがん検診等の申込みの時期となりました。40歳以上の方(子宮頸がん検診は20歳以上)は、町が実施する検診の対象者です。

町で実施する検診では、検診料の一部を町が負担しますので医療機関で受診する料金よりかなり割安、または無料で受けることができます。

◇申込みの期間◇

令和4年2月中旬に申込書を郵送します。

締め切りは令和4年3月4日(金)です。期限までにお申込みください。

◇申込みできる検診の種類◇

①胃がん検診 ②大腸がん検診 ③子宮頸がん検診 ④乳がん検診(乳房マンモグラフィ撮影)

⑤肺がん検診 ⑥肺がんCT検診 ⑦結核健診(胸部エックス線撮影) ⑧骨密度検査

⑨後期高齢者の方の健診(76歳以上ほか)

☆対象となる年齢等は、申込書でご確認ください。

☆国保加入者の特定健診、節目年齢の成人歯科健診など、対象者全員に別途通知するものもあります。

◇申込書はご家族で一枚です◇

検診の対象者がいる世帯主の方に郵送します。

1枚の申込書に、対象者全員分記入できるようになっています。ご家族みなさんでご確認ください。

※該当する検診がない方の名前は、印字されていません。

町の検診等は、しもすわ健康づくり応援ポイントの対象事業です。

しもすわ健康づくり応援ポイントとは、健康づくりにつながる取り組みにポイントがつくものです。100ポイントためると1,000円分の特典と交換ができます!

■ 問い合わせ 下諏訪町保健センター ☎27-8384 (直通)



令和4年度の軽自動車税(種別割)のお知らせ

◆軽自動車税(種別割)とは◆

毎年4月1日(賦課期日)時点における車両の所有者等を納税義務者として納めていただく税金(年税)です。年度末(3月頃)における買い替え、廃車の際は4月1日までに抹消手続き等を行わなければ、次年度の税金がかかりますのでご注意ください。

また、年税のため、年度途中の申告・廃車による月割納付・月割還付はありません。

【参考】

・令和4年4月1日抹消手続き→令和4年度の軽自動車税(種別割)が課税となりません。

・令和4年4月2日以降抹消手続き→令和4年度の軽自動車税(種別割)が課税となります。

★令和4年度の納税通知書は5月上旬の発送となり、**納期限は令和4年5月31日**です。

◆小型特殊自動車(農耕作業用車、フォークリフト等)について◆

小型特殊自動車に該当する車両は、路上を走行する・しないにかかわらず所有していることに基づき課税されますので、所有している場合は軽自動車税(種別割)に関する申告をし、ナンバープレートの交付を受けてください。

※ナンバープレートは個々の車体番号に対して交付しますので使い回しはできません。

※所有者または代表者が変わる場合は、納税義務者を変更する必要がありますので、必ず申告をお願いします。

※農耕作業用車は自賠責保険に加入できませんので任意保険をご利用ください。

◆身体障がい者等に対する減免について◆

申請期限は、令和4年度軽自動車税(種別割)納期限の1週間前(令和4年5月24日)までです。納税通知書がお手元に届きましたら、申請をお願いします。申請要件や申請方法など事前の相談も受け付けていますので、お問い合わせください。



1. 三輪および四輪車（660cc以下）

令和4年度は、「初度検査年月」が「平成21年3月」以前の車が「13年を経過した」車となります。

自動車検査証の「初度検査年月」から経過年数により税額が変わります。

車種			自動車検査証の「初度検査年月」が平成27年4月以降	自動車検査証の「初度検査年月」が平成27年3月以前で	
				13年を経過しない	13年を経過した
三輪（乗用・貨物用）			3,900円	3,100円	4,600円
四輪以上のもの	乗用	自家用	10,800円	7,200円	12,900円
		営業用	6,900円	5,500円	8,200円
	貨物用	自家用	5,000円	4,000円	6,000円
		営業用	3,800円	3,000円	4,500円

電気自動車、天然ガス車、メタノール・混合メタノール車、ハイブリッド車（ガソリン）、被けん引車は経過年数にかかわらず、「13年を経過しない」税額となります。

軽自動車税(種別割)の軽減について

以下の要件を満たす車両については税額が軽減されます。適用は該当車両につき1回限りで個別の申請などは不要です。

自動車検査証の「初度検査年月」が「令和3年4月から令和4年3月まで」で、下表の条件を満たすもの。

自動車検査証の「用途」	おおむね75%軽減の条件	おおむね50%軽減の条件	おおむね25%軽減の条件
乗用	電気自動車等 ^(※1)	★★★★ ^(※2) かつ 令和12年度 燃費基準90%達成車 (ガソリン軽自動車)	★★★★ ^(※2) かつ 令和12年度 燃費基準70%達成車 (ガソリン軽自動車)
貨物用			

軽減後の税額は以下のとおりです。

三輪（乗用・貨物用）			1,000円	2,000円	3,000円
四輪以上のもの	乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円
		自家用	2,700円	軽減なし	
	貨物用	営業用	1,000円		
		自家用	1,300円		

※1 電気自動車等：電気軽自動車、天然ガス軽自動車

※2 ★★★★★：平成30年排出ガス基準50%低減達成車または、平成17年排出ガス基準75%低減達成車



2. 原付及び二輪車など

車種	区分	税額
原動機付自転車	50cc以下	2,000円
	50cc超90cc以下	2,000円
	90cc超125cc以下	2,400円
	ミニカー（50cc以下）	3,700円
小型特殊自動車	農耕作業用 (トラクタ、コンバイン、薬剤散布車、田植機など)	2,400円
	その他（ホイールロード、フォークリフトなど）	5,900円
軽二輪車	125cc超250cc以下	3,600円
小型二輪車	250cc超	6,000円
雪上車	—	3,600円
ボートトレーラ	—	3,600円

■ 問い合わせ 下諏訪町 税務課 収納係 ☎27-1111（内線237）